

公益社団法人 物理オリンピック日本委員会 科学技術振興機構支援事業推進連絡調整会議規程

令和2年4月1日 施行

令和元年9月7日 理事会承認

令和6年3月2日 理事会承認

(任務)

第1条 公益社団法人物理オリンピック日本委員会が、国立研究開発法人科学技術振興機構からの支援を受けた事業の遂行上、必要な連絡調整を行い、かつ重要事項を全般的に審議するために科学技術振興機構支援事業推進連絡調整会議（以下 事業推進会議と略する）を設置する。議長は必要に応じて事業推進会議を招集する。

(構成)

第2条 事業推進会議は、議長および委員をもって組織する。

2 議長は理事長をもって充てる。

3 委員は次の各号に挙げるものとする。

(1) 理事長、副理事長

(2) 委員会委員長（物理チャレンジ実行委員長、国際物理オリンピック派遣委員長、普及委員長）

(3) 部会長（第1チャレンジ部会長、理論問題部会長、実験問題部会長、現地実行部会長、理論研修部会長、実験研修部会長、参加派遣部会長、合宿研修部会長、プレチャレンジ部会長、普及研修部会長、広報出版部会長）

(4) その他議長が必要と認めた者

(規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。